

京都迎賓館庭園保全管理業務仕様書（案）

1. 件 名 京都迎賓館庭園保全管理業務
2. 業務場所 京都迎賓館
所在地 京都府京都市上京区京都御苑23番地
3. 期 間 自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日
4. 本仕様書での用語の定義
 - ①「作庭者」とは、作庭に携わった設計者（建築・庭園）、監修者（学識経験者）及び棟梁（佐野藤右衛門氏）をいう。
 - ②「庭園会議」とは、京都迎賓館に設置する庭園の保全育成及び庭園全体の景観の在り方等について検討・協議するため、発注者、作庭者、受注者及び必要に応じて出席を求める専門家等により開催する会議をいう。
 - ③「現場指導」とは、受注者が日々行う庭園の保全管理（手入れ等）に対する作庭者による現場での具体的な指導をいう。
 - ④「作業者」とは、本仕様により実施する庭園の保全管理に関して作業を行う者で、責任を負う者（以下「作業責任者」という。）も含めたすべての者をいう。
5. 業務の実施
 - (1) 提出書類
 - ①年間作業工程表 契約後速やかに提出すること。
 - ②月間作業工程表 毎月20日までに翌月の作業工程表を提出すること。
(項目・内容・数量・範囲を明記)
 - ③週間作業工程表 前週の金曜日までに提出すること。
 - ④業務日報 作業後速やかに提出すること。
 - ⑤作業計画書・報告書 9. によること。
 - ⑥作業体制表 作業者の氏名等を契約締結後速やかに提出すること。
(経験年数、技能士等業務に関する資格を明記(資格者証等の写しを添付)すること。)
 - ⑦監理者届 契約後速やかに提出すること。
 - ⑧緊急時連絡先 契約後速やかに提出すること。
 - ⑨入館に伴う作業員及び車輛の届出 契約後速やかに提出すること。

- ⑩その他必要な書類 発注者から本業務に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(注) 上記①から⑩の書類内容に変更があった場合には速やかに提出すること。

(2) 行事等とのスケジュール調整

- ・受注者は、作業を実施するに当たり年間作業工程表を作成するとともに、発注者から示される京都迎賓館で行われる行事等を十分に配慮し、月間作業工程表を作成すること。

また、発注者の指示により、年度途中で行事等が追加された場合には、作業内容を見直した上で月間作業工程表に反映し、発注者と事前に協議をすること。

(3) 業務体制

- ・業務を遂行するに当たり、受注者は作庭者の指導のもと、その意図等を忠実に反映させ、継承するよう努めること。
- ・受注者は、監理者を定めて現場を監督させることとし、設計趣旨を踏まえたうえで適正な作業が行われるよう作業者を指導するとともに、現場の状況に合わせて、作業内容及び工程の見直しを発注者と協議しながら、適切に作業が行われるよう調整すること。
- ・受注者が作業者を選定するに当たっては、庭園管理の技能継承の観点を考慮し、専門的観点から技量及び体制等を確認し、選定すること。また、作業の中から作業責任者を選定すること。
- ・受注者は、業務を実施するに当たり、作業体制表に基づき作業者を適正に配置すること。また、作業者の新規入場に先立ち、仕様書及び「京都迎賓館庭園保全管理計画及び管理指針(以下「計画・指針」という。)」(平成31年度改訂)の内容について、作業者が理解を深めるよう十分な教育を行った上で作業に当たらせること。
- ・受注者は、庭園会議または現場指導で指摘等を受けた内容について、適切に作業に反映すること。また、作業者へも十分に周知すること。
- ・業務体制に関して、発注者が改善の必要性を認めた場合は、適切な調整を行うこと。

また、必要に応じて発注者が直接、作業者と意見交換できるようにすること。

(4) 使用する資材

- ・業務で使用する肥料・薬剤については、本仕様書に標準的な製品名等を記載しているが、使用に当たっては他の同等の製品等も含め事前に作庭者及び発注者の承諾を得ること。

(5) 建物内の出入り

- ・建物内に入入りする場合は、発注者と事前に協議し許可を得ること。また、建物内での行動については発注者の指示に従うこと。

(6) 詰所

- ・作業するに当たって、館内に詰所を無償貸与する。

(7) 安全の確保

- ・受注者は、作業者等に必要な安全装置等を使用させ、安全の確保に努めなければならない。

(8) 緊急時の対応

- ・受注者は、強風、豪雨、雪等の被害が事前に予測される場合、発注者に報告し、了解を得た上で樹木等に被害が生じないよう十分な対応を行うこと。
- ・受注者は、万一庭園に被害が発生した場合は速やかに状況を把握するとともに、発注者へ報告し、指示を受けて対処すること。
- ・受注者は、業務の中で異常が発見された場合、速やかに発注者へ報告し、指示を受けて対応すること。
- ・発注者の指示ある時は、造園・園芸業界などの関係機関と連携するとともに、必要な資材や人員を手配し、迅速な対応をとること。

6. 樹木等植物の保全育成作業

別紙1による。

7. その他施設の保全作業

別紙2による。

8. 庭園会議の運営支援

庭園会議は、作庭者、発注者（事務局）及び受注者等を含めて構成され、本業務の契約期間内に計2回程度の開催を予定している。

ただし、変更となる場合があることに留意すること。

受注者は、発注者が開催する庭園会議へ出席するとともに下記の運営支援を行うこと。

- (1) 庭園会議の事案及び報告等の資料を作成すること。
- (2) 庭園会議での決定事項、意見及び協議事項等を踏まえ、上記資料を修正すること。
- (3) 庭園会議議事録（概要）の作成及び出席者への内容確認を行い、発注者に提出すること。
- (4) 庭園会議において現地指導を実施する際の準備及び連絡調整等を行うこと。
※現地指導では、課題や問題点への対応策等の指導を受け、発注者と協議の上、対処することとする。

9. 作業計画書・各種報告書の作成

- ・受注者は、発注者の指示する業務について、作業計画書を着手10日前までに提出すること。
- ・受注者は、業務日報報告書等の別表に定める報告書を月単位で取りまとめ、翌月の10日までに提出すること。ただし、作業計画書を提出したものについては、作業完了後速やかに報告書を提出すること。
- ・作業の記録は発注者の指示する様式に従って作成すること。
- ・全ての作業について、作業記録写真を月毎の作業報告書と一緒に提出すること。

10. 法令等の遵守

- ・本業務においては、グリーン購入法第6条に基づき定められた「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月）を適用する。また、必要となる官公署への手続きを行うとともに関係法令等を遵守すること。

11. その他

- ・本仕様書に記載のない事案が発生した場合は、発注者と受注者が協議を行い解決するものとする。
- ・受注者は、発注者の依頼により「京都迎賓館の保全等における伝統的技能活用検討会議」への参加を求められた場合には、原則参加すること。

樹木等植物の保全育成作業

(1) 保全育成作業の基本的なあり方

- ・責任者は、庭園全体の景観のあり方及び各々の庭園の骨格を構成する樹木の姿形と低木や下草類に至る保全育成のあり方について、常に「計画・指針」（平成31年度改訂）等に示されている内容に従い、庭園の基本的な構成を阻害しないよう作業を実施しなければならない。
- ・責任者は、この庭園の作庭者から、庭園全体の構成及び個々の景観のあり方、そして庭園を保全育成するための具体的な手法等を現場に即したかたちで指導を受けなければならない（6. (2)①と同時に実施する）。
- ・受注者は、各々の庭園景観を構成する樹木等の成育状況等を常に適確に把握し必要な作業を積み重ね記録し、次の「計画・指針」の見直しに必要な庭園保全育成情報の作成に協力しなければならない。

(2) 剪定作業

①アカマツ剪定

- ・鋏透かしは時期を見て不要枝を抜き、同時に松笠を取り除き古葉を篩い落とす。また、幹の古い皮を取り除き幹を磨き、アカマツの持つ幹の美しさを出すこと。
- ・葉むしりは新芽が堅くなる前に適切な長さで摘み取り新芽の伸張を考慮し枝抜き等を行い、葉の密度が濃くなりすぎた時には、全体の濃淡を考え適宜葉むしりを行うものとする。また、新芽とともに出来た松笠も取り除き、併せて幹の古い皮を取り除き幹を磨き、アカマツの持つ幹の美しさを出すこと。
- ・芽摘み・鋏透かしは新芽が固くなる前に適切な長さで摘み取り、その後時期を見て不要枝等を抜き（鋏透かし）、樹形を整えること。

②ダイスギ剪定

- ・枝打ち鎌による徒長枝等の枝打ちを行うこと。

③広葉樹剪定

- ・アラカシ等の常緑樹は、適切な時期に姿形を整えるための剪定を行う。その後、適宜、必要に応じて徒長枝等を剪定し良好な景観を保つこと。
- ・落葉樹の中でシダレヤナギについては、生長量が大きく、姿形の乱れが庭園景観を損ねることから、年に2回剪定を行い、生長量を調整する。1回目は全体の形を整えるため少し強めの剪定を行い、2回目は徒長枝等を切除する軽めの剪定で姿形を整えること。
- ・ヤマモミジは適切な時期に姿形を整えるための剪定を行い、その後、適宜、必要に応じてびっくり芽、徒長枝等に対応し、良好な景観を保つこと。
- ・その他の落葉樹は、時期を見て全体の姿形を整え、その場所に見合った剪定を

行うこと。

④大径木剪定

- ・既存のクスノキは、幹吹き・徒長枝などの不要枝を切除し、透かし剪定を行うこと。
- ・移植のムクノキ・エノキ等は枯れ枝等の切除を中心に剪定する。特に建物との関係を常に観察し、支障のないようにすること。

⑤中低木剪定

- ・中低木は新芽の固まった時期を見定め、全体の形を整えるため少し強めの剪定と枝割等の軽めの剪定で姿形を整えること。
- ・ドウダンツツジ等は、新芽の固まった時期に少し強めに全体の形を整え、時期を見て軽い剪定でより良く姿形を整えること。

(3) 竹・笹管理

- ・クマザサは、新芽が固まった時期に込み入った部分を間引き、特に景観上大切なところは高さを抑制するため枝葉を摘み取る（芯抜き）こと。
- ・オカメザサは、新芽の伸長する前に全体を刈込み、新芽が伸びたら必要な高さを維持するため不要な新葉を摘み取る。葉の広がった時期に飛びを押さえるため刈込みを行うこと。
- ・シホウチク等は、若く新しい幹が出た時は、不要な古い幹を切り取り全体のバランスを保つこと。
- ・竹、笹類は、不要なところに徒長したものは切除し、景観を維持すること。

(4) 水生植物管理

- ・ネビキグサは、折れた葉・枯葉等の除去、混んだ場所の間引き等を年12回程度行うほか、毎月点検を行うこと。
- ・カキツバタは、果実の除去、枯葉等の除去、足元等の除草を年12回程度行うほか、毎月点検を行うこと。
- ・その他の水生植物（スイレン及びコウホネ）は生育状況を見守り、間引き剪定・枯葉等の除去を年12回程度行うほか、毎月点検を行うこと。

(5) 芝地管理

- ・芝地は伸長の状況を観察しながら概ね年10回程度の芝刈を行い、常に一定の高さ以内に保つ。笹類や低木植栽地へ侵入しないようにし、樹木類の根際は手刈りとする。目土は周囲の高さとのバランスを十分考慮しながら概ね 1 m³ / 100 m²を年間1回行うこと。
- ・芝地の除草（除草清掃工）は入念に行い、根茎は残さない。芝地に侵入した苔は除去すること。
- ・天候の影響（旱魃・長雨等）等により衰弱・枯死することがあった場合は、速やかに発注者と協議を行い処置すること。
- ・イトススキの足元の芝生（約 3.0 m²）はイトススキの繁茂期に日照不足で衰弱

し枯死に至る場合があるため、その部分について適期に補植を行うこと。

- ・芝の施肥は、粒状についてはバーディーグリーン（1袋 20kg）同等品 0.2袋 / 100㎡を年間2回、液状についてはバーディーラッシュ（1袋 1kg）同等品 1袋 / 100㎡を年間6回、実施すること。
- ・芝の薬剤散布は、1kg（ロブラール水和剤 100g を希釈したもの） / 100㎡を年間2回実施すること。
- ・エアレーションは芝生の根（ランナー）の根詰まりを解消するため、芝生の全面積に対して土中に穴をあける作業を、年2回行うこと。
- ・不要な立ち入りを防ぐため指示する箇所到人止め柵（竹・棕櫚縄柵）を設置する（接遇時は撤去）こと。また、棕櫚縄のゆるみ、支柱の傾き等は適宜直すこと。

（6）苔地管理

- ・苔の生育は日照、温度、湿度等の環境及び外部からの影響（雨滴や踏圧等）に大きく作用されるため、生育環境に相応しい苔地の保護・育成に努めること。
- ・土の流出、はがれ等が生じた苔地に対して、撒きゴケ、補修等必要な措置を講じること。
- ・ゼニゴケ等苔地を損なうような植物、菌類の侵入に対して酢或いは薬剤を用いて処置を施すこと。
- ・カラス等の食害、或いは人の不要な立ち入りを防ぐため必要に応じてテグス・ネットを張るなどの措置を講じること。
- ・冬期の降霜時の被害が想定される場合は、夕方に指示する範囲の苔地を筵等で覆い、翌朝当該筵等を外し、苔地の養生を行うこと。
- ・主賓の庭南の松林においてコケの生育のため大池からの風が直接あたる箇所についてはヨシズ柵をめぐらすこと（接遇時は撤去）。
- ・不要な立ち入りを防ぐため指示する箇所到人止め柵（竹・棕櫚縄柵）を設置する（接遇時は撤去）。また、棕櫚縄のゆるみ、支柱の傾き等は適宜直すこと。

（7）地被管理

- ・地被の成長サイクルに合わせて、全体のバランスを十分考慮しながら新芽摘み、間引、古葉・枯葉除去、高さを抑える等、適宜行うこと。
- ・地被が繁茂し、或いは枯損等で景観に影響を及ぼす恐れがある場合は、適宜、植え替え、補植を行うこと。
- ・病害虫の被害が見られるとき、初期の段階で防除に努めること。

（8）竹林管理

- ・ヒメモウソウ竹林の成長期（筍の発生から成竹になるまでの間）について、カラスの食害から保護するための手当てを4月から6月にかけて行うこと。
- ・保護策については、筍に保護キャップを被せる、テグスを縦横に張るなど、発

注者の指示に従い実施すること。

- ・適宜見まわりを行い、状況の変化に合わせて竹を保護するよう対応すること。

(9) 施肥

- ・施肥は常に樹木等の生育状況を確認し、必要と判断した時には、発注者に対象樹木、数量、使用材料、配合計画等を提出し、承諾を得たうえで行うこと。
- ・施肥は、対象植物に最も効果的に実施することとし、常に池の魚類等への影響を念頭に置いて行うものとし、標準施肥量は下記により実施すること。

(令和3年度実施)

- ・竹、笹類施肥(ケイ酸カルシウム同等品) 0.25袋 / 100㎡
- ・竹(ヒメモウソウチク)(ケイ酸カルシウム同等品) 1.5袋 / 100㎡
- ・スイレン(即効性固形肥料: “まるやま1号” 同等品)
16g×3個/1鉢・3回
- ・カキツバタ(緩効性固形肥料: “グリーンフード” 同等品)
15g×9個/㎡

(令和3年度実施対象外)

- ・地被類施肥(ハイコントロールオール10同等品) 1袋 / 100㎡
- ・低木刈り込み施肥(グリーンフード同等品) 1.2袋 / 100㎡
- ・低木施肥(グリーンフード同等品) 0.8袋 / 100株
- ・中木施肥(グリーンフード同等品) 1.4袋 / 100本
- ・高木施肥(グリーンフード同等品) 4.9袋 / 100本
- ・大径木施肥(グリーンフード同等品) 1.2袋 / 1本

(10) 病虫害防除

- ・病虫害の発生に対しては、季節等による変動はあるものの、概ね経年のなかで把握できるものとなることから、常に作業日報に残して行くこととする。
- ・万一発生した場合でもできるだけ初期対応できるよう心がけ、少量であれば枝葉の切除等によって対応すること。
- ・うどん粉病等の発生を抑えるため、定期的に薬剤散布を行う等の必要な措置を講じること。

(11) 除草

- ・除草は、年間4回を目途とし、景観を考慮して行うこと。
- ・不要となる雑草類は根茎ごと抜き去る。他の植物の生育を考慮して刈り取るを得ない場合は、翌年以降に支障を及ぼさないよう行うこと。
- ・薬剤による除草は行わない。
- ・除草の際、景観を考慮した落葉等の除去を併せて行うこと。

(12) 灌水

- ・灌水は、樹木等の活着を促すという目的を十分認識したうえで、年間25回を目途とし、必要性を十分に確認したうえで実施すること。

- ・水やりは対象植物に応じて、もっとも効果的な方法によって行う。また、時間・方法を十分考慮し、周辺を含め植物を傷めることのないよう心掛けること。
- ・苔地に対するミスト灌水は、気象状況、風向を勘案し、全体に等しく散布できるように適切に実施すること。

(13) 簡易除草

- ・一般公開時期の公開エリアにおいて、細かな除草を伴わない簡易除草を行うこと。

注 (13)についての予定数量は別紙-3のとおりとし、四半期毎に数量を取りまとめの上、発注者に請求するものとする。

(14) 剪定枝葉等の処分

- ・剪定、除草及び清掃等により発生した枝葉等は、原則作業日毎に搬出・処分し敷地内に残置してはならない。なお、作業実施上やむを得ず敷地内に残置する場合は、発注者の許可を得ること。
- ・別途の建物管理業務清掃により発生した枯れ葉等の処分として、年間100袋(40L袋)を搬出・処分すること。
- ・敷地外に持ち出す枝葉等の残材は、リサイクル施設等においてリサイクルすることを基本とし、処分伝票等の写しを提出すること。

その他施設の保全作業

(1) 清掃等

①藻・水苔等の清掃等

- 大池・カキツバタ・回廊・入舟については、藻・水苔等の清掃等を行うこと。
- ・水面、特に「大池」のそれは景観的に大切な要素となっているので、表面の汚れは除去し、常に清浄さを維持するように心掛けること。
- ・池の清掃は魚類への影響を考慮し、その生育環境を損なうことのない方法で行うこと。また一定の時間の中で流水環境、景観に必要な水草、水苔等の定着が予想される。これらに対しては事前に発注者と協議を行ったうえで対処すること。
- ・藻・水苔等の清掃は箒・ブラシ等による掻き起しを行い、剥離した藻・水苔をポンプにより吸引し、その後池表面に浮いた浮藻・ゴミ等の除去を行うものとする。
- ・使用する器具類については発注者と事前協議する。なお、ポンプ本体は発注者が用意したものを使用すること。

②池表面落葉・浮藻等の清掃

- ・樹木より落ちた葉、浮遊した藻、表面に浮いた花粉やゴミ等を除去すること。
- ・一般公開時期の公開エリアにおいて、浮遊した藻やゴミ等を除去すること。

③滝・流れの手入れ

- ・滝・流れに発生する草や藻等について、水辺の景観を維持するため、取り除くべきものと保護育成するものとを区別しながら除去するとともに、底石の敷均し等の手入れを年20回行うこと。
- ・滝・流れの底面、石に張り付いた藻・苔の除去、石の並べ替え（景観を整える）及び水辺の植物を含む手入れを年1回行うこと。

④池藻バイオ材散布

- ・藻・水苔等の付着を抑制するための薬剤アクアリフト 1600PN 各1kgを2ヶ所（南池及び大池）に投入すると同時にアクアリフト 1600LN を発注者の指示する箇所に散布すること。

⑤池藻コントロール剤散布

- ・藻・水苔等の付着を抑制するためのコントロール剤を、発注者の指示する箇所に散布すること。

注 ①・②・⑤についての予定数量は別紙-3のとおりとし、四半期毎に数量を取りまとめの上、受注者に請求するものとする。

(2) 施設の保守・補修

①低木地被養生（マルチング材補充） ※令和3年度実施対象外

- ・低木地被の保護等を目的とし、水分蒸発抑制・土膜形成の防止などを行うこと。

②薬剤散布

- ・病害虫等に対して薬剤を使用せざるを得ない場合は、過去の生育状況を勘案し必要最小限の範囲とし、池の魚類等及び周辺への中長期的な影響も含めて十分に考慮すること。

③不具合

- ・巡回管理及び日常管理で不具合が発見され補修の必要があると判断した場合は、発注者と事前に使用材料、施工方法などの協議を行うこと。

④補植

- ・樹木、地被類等の消長に伴い、すきが出ている部分が発生しているため補植を行うこと。数量等については別紙－4によるものとする。

⑤庭園内添景物調査・修理等

- ・庭園内添景物の経年劣化が著しい部分の調査、修理を行うこと。箇所、数量等については別紙－4によるものとする。

⑥白川砂整正・補充 ※令和3年度実施対象外

- ・随員東の庭、クスノキの足元の白川砂について、指示する範囲についてコケを除去したあと、当該箇所の土壌化した砂を撤去し、0.4 m³の新たな白川砂を補充すること。

⑦スイレン・コウホネ養生、入替

- ・スイレンは開花期（指示する時期）に大池の廊橋近く、指示する箇所に据え置き、鯉の食害を防ぐため防護枠を設置すること。
- ・スイレンの防護枠はスイレン開花期（指示する時期）に保管庫から部材を運び出して組み立ててから大池の指示する箇所に設置する。またスイレンの休眠期に池から運び出して解体し、次年度に備え点検し保管庫に収納すること。
- ・スイレンの休眠期にスイレン鉢を大池から大滝の池等に移すとともに、スイレンの花期に合わせて大池に戻す作業を行うこと。
- ・開花期のスイレンに対して芽等の観察を行い、施肥を行うとともに必要に応じて病害に対して処置を行うこと。
- ・コウホネは池底面を含む清掃（別途作業・冬季に池の水を全て排水し機械洗浄を行う）時に併せて一時的に大滝の池等に避難させ、湛水後に現状に復すること。ただし、その根茎（芋）が池底石間に定着したコウホネはその限りではない。
- ・カキツバタの庭にあるコウホネの生育区域については、可能な限り鯉の侵入を防ぐ手立てを講じること。

⑧排水溝泥上げ ※令和3年度実施対象外

- ・主賓北の庭及び主賓の庭東面に設置された排水溝（L=34.5m）及び集水柵（450角×6か所）について堆積した泥を上げ、流水の機能を確保すること。
- ・排水溝の化粧石について、泥上げ作業完了後洗浄したうえで原状に復すこと。

予定数量

項目	内容	単位	予定数量	備考
一般公開期 清掃	一般公開時期の公開エリアにおいて、細かな除草を伴わない簡易清掃を行う。	m ²	113,260	
藻・水苔等の清掃	大池・カキツバタ・回廊・入舟について、藻・水苔等の清掃を行う。	m ²	32,250	
池表面落葉・浮藻等の清掃	樹木より落ちた葉、浮遊した藻、表面に浮いた花粉やゴミ等を除去する。	m ²	43,980	
一般公開期 池表面落葉・浮藻等の清掃	一般公開時期の公開エリアにおいて、浮遊した藻やゴミ等を除去する。	m ²	142,800	
池藻コントロール剤散布	藻・水苔等の付着を抑制するためのコントロール剤を、発注者の指示する箇所に散布する。	回	20	

1. 補植

樹木名	規格	数量	単位
スギゴケ		20	m ²
クマザサ		-	pot
野芝		10	m ²
スイレン		-	鉢
ドウダンツツジ	H0. 6m	5	本
ドウダンツツジ	H0. 8m	5	本
オカメザサ		-	m ²
コウホネ		-	株
ヒサカキ	H1. 5m	-	本
ミツバツツジ	H0. 8m	-	本
ヤマアジサイ	H0. 5m	-	本
カキツバタ		2.3	m ²
ガガブタ		1	m ²
コガマ		4	株
フリュウビゴケ	40×60cmトレイ	3	枚
ホウオウゴケ	40×60cmトレイ	3	枚
ミズキンバイ		0.7	m ²
ミズトラノオ		3.7	m ²

2. 庭園内添景物調査・修理等

工作物等	内容	数量	単位
和舟点検	竿取替え含む	1	式
オカメザサ撤去・復旧		-	-
スイレン・コウホネ養生、入替	枠設置・撤去作業を追加	1	式
スイレンの株分け	15鉢分の株分け	1	式
排水溝泥上げ		-	-
竹林管理	カラス除け対策	1	式
竹根切り	随員南の庭 根切後に高さ1mの防根シート敷設	30	m
樹木寸法調査	高木(3人工程度(作業量))	-	-